

## 討議資料

## (決済法制②) 前払式支払手段及び収納代行に係る論点)

本日は、決済法制に関する論点のうち、前払式支払手段及び収納代行に係る論点について、討議を行う。

## 1. 前払式支払手段について

## (現状)

- 前払式支払手段発行者と資金移動業者を比較すると、例えば、
  - ・ 前者は、原則として現金化が認められておらず、犯罪収益移転防止法上の取引時確認義務が課されていない、
  - ・ 利用者資金に関して、前者は半額の保全が求められている一方、後者は全額の保全が求められている、などの規制の差異がある。
- また、現行規制上、発行者以外の加盟店でも利用可能な「第三者型」の前払式支払手段発行者に対しては、前払式支払手段の使用により販売・提供される商品・サービスが、公序良俗を害するものでないことを確保するために必要な措置を講じることが求められている。
- こうした中、前払式支払手段のうち、「第三者型」で、「IC型」や「サーバ型」に該当するものの中には、例えば、発行者が提供する仕組みを通じて、
  - ① 利用者が、他者に前払式支払手段のチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うこと、
  - ② 利用者が、他者に前払式支払手段の番号等をメール・SNS等で送付することで、当該他者が支払手段として利用すること、が可能なものも存在する。
- ≪基本的な考え方≫においては、「第三者型」の前払式支払手段のうち、「IC型」や「サーバ型」に該当するものについて、

- ・ 「送金サービスに類似した性質を有している／有しつつあると考えられる」
- ・ 「利用者資金の保全に関する規制等を見直すことを検討することが適当であると考えられる」

とされている。

## (検討の方向性 (案))

### (1) 前払式支払手段を対価とする不適切な取引への対応

- 情報通信技術の発展に伴い、上記のとおり、発行者が提供する仕組みの中で、他者に譲渡することが可能な前払式支払手段が登場してきている。こうした現状に適切に対応し、前払式支払手段の発行に関する業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、現行規制の趣旨も踏まえ、発行者に対し、譲渡可能な前払式支払手段が公序良俗を害するような不適切な取引<sup>※</sup>に使用されないようにするための、一定の対応を求める必要があると考えられるか。

※ 例えば、個人間で前払式支払手段を対価として禁制品を引き渡すような取引。

- その場合、他者に譲渡することが可能な前払式支払手段のうち、
  - ・ 上記①のような前払式支払手段については、チャージ残高の譲渡が繰り返されることで、発行者が提供する仕組みの中で転々流通する可能性があることから、不適切な取引に使用されることを防止する必要性が高いと考えられるか。
  - ・ 上記②のような前払式支払手段については、基本的には、ギフトや返礼目的での利用を念頭に、1回限りで他者へ譲渡することを目的としており、チャージが行われた後は、再譲渡できない仕組みとなっている。このように、発行者が提供する仕組みの中で転々流通することがない限り、不適切な取引に使用されるリスクは限定的であり、特別の規制を設ける必要性は乏しいとも考えられるか<sup>※</sup>。

※ 商品券などの「紙型」の前払式支払手段であっても、利用者が他者に譲渡することは可能であるが、現行規制上、発行者に対して、こうした個人間の取引をチェックすることまでは求められていない。

- また、仮に上記①のような前払式支払手段について、発行者に対して、不適切な取引に使用されることのないようにするための対応を求める場合、具体的にどのような対応が考えられるか。例えば、譲渡可能なチャージ残高の

上限設定、繰り返し譲渡を受けている者の特定など、不自然な取引を検知する体制整備が考えられるか。

## (2) 利用者資金の保全のあり方

○ 上記①のような前払式支払手段については、利用者資金の保全に関し、

- ・ 「送金サービスに類似した性質を有している／有しつつある」との指摘も踏まえ、譲渡されるチャージ残高と等価の価値が確実に届けられるとの当事者の期待を保護する観点から、資金移動業者と同様に、利用者資金の「全額」の保全を義務付ける必要があると考えられるか\*。

※ その場合、保全割合だけでなく、保全すべき額の算定頻度（現行規制では年2回）についても、資金移動業者と同様の頻度とする必要があると考えられるか。

- ・ 他方、前払式支払手段のチャージ残高は、(i)現金化不可で、(ii)用途が限定された、(iii)半額保全を前提とするものであり、譲渡後もその性質に変わりはないことから、必ずしも資金移動業者と同様の規制を課す必要はないとも考えられるか。

## (3) 前払式支払手段に係るその他の論点

○ 資金移動業者については、利用者1人あたりの受入額を「少額」に限定することを前提とした規制緩和が検討されているが、前払式支払手段発行者には本人確認義務が課されておらず、発行者が利用者1人あたりの保有額を把握することは難しいことから、同様の規制緩和は困難と考えられるか。

○ その他、前払式支払手段に関して検討すべき事項はあるか。

## 2. 収納代行について

### (1) これまでの議論

#### (現状)

- 資金決済法制定時において、コンビニエンス・ストアによる収納代行や、運送業者による代金引換などについては、為替取引に該当する疑義があるなどの意見があった一方で、支払人に二重支払の危険はないなどの意見もあり、「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる」とされた。
- その後、例えば、「割り勘アプリ」といった形で、収納代行の形式をとつつ、実質的に個人間送金を行う新たなサービス<sup>※</sup>が提供されるなど、収納代行を取り巻く状況が変化している。
  - ※ 例えば、オンライン上で、債権者（宴会幹事）に代わって事業者が債務者（宴会参加者）から債権（参加費）の回収を行うサービス。
- ≪基本的な考え方≫においては、こうした収納代行の形式をとった新たなサービスを念頭に、「資金決済法上の資金移動業にあたることを明らかにした上で、必要な場合については規制を及ぼすことが考えられる」とされている。

#### (検討の方向性（案）)

- 議論の前提として、代金引換を含む典型的な収納代行とは、例えば、以下のような行為をいずれも行うものと考えられるか。その他考慮すべき要素はあるか<sup>※</sup>。
  - ① 金銭債権を有する者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受け、当該金銭債権に係る債務者から資金を收受すること。
  - ② 收受した資金を直接輸送することなく、当該金銭債権を有する者に移転させること。
  - ※ 例えば、①金銭債権を有する者から当該金銭債権を譲り受け、当該金銭債権に係る債務者から資金を收受し、②その後に、收受した資金を直接輸送することなく、当該金銭債権を有していた者に移転させる場合（金銭債権譲受けの対価を後払いつける場合）も、経済的な効果は同じと考えられるか。

## (2) 債権者が事業者である収納代行

### (現状)

- ≪基本的な考え方≫においては、
    - ・ 「①債権者が事業者であり、かつ、②支払人が「収納代行」業者に支払をした時点で債務の弁済が終了し、その後の「収納代行」業者の信用リスクは債権者である事業者が負担する（支払人に二重支払の危険がない）ことが確保されている場合には、既に一定の利用者保護は図られていると考えられる」、
    - ・ 「このような、利用者保護の観点から適切な対応が図られているといえる「収納代行」については、これまでと同様の扱いとすることが適当であると考えられる」、
- とされている。

### (検討の方向性 (案))

- ≪基本的な考え方≫を踏まえれば、例えば、以下のような要件をいずれも満たす収納代行については、為替取引に関する規制を適用する必要性は必ずしも高くないと考えられるか。
  - ① 債権者が事業者<sup>※</sup>であること。
    - ※ 債権者が国・地方公共団体である場合も、為替取引に関する規制を及ぼす必要性は必ずしも高くないと考えられるか。
  - ② 債務者から資金を収受したときに当該債務者の債務が消滅することが契約上明らかであること。
- 他方、債権者が一般消費者である場合に保護の必要性が高まると考えれば、「事業者」の定義については、消費者契約法上の定義（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人<sup>※</sup>）を踏襲することが考えられるか。
  - ※ 個人事業者は、その事業によって生じる金銭債権を有する場合に限る。

### (3) 個人間の収納代行

#### (現状)

- ≪基本的な考え方≫においては、「実質的に個人間送金に該当するようなものは資金移動業として規制対象とすることが適当」とされている一方で、
  - ・ 「その他の個人間の「収納代行」については、今後、実態について把握を行い、資金移動業の規制の潜脱と評価されるものはどのようなものかについて、きめ細かに検討していくことが重要」、
  - ・ 「とりわけ、いわゆるエスクローサービスのように、例えば、フリマアプリやシェアリングサービスなどにおいて、利用者保護上、重要な役割を果たしているものについては、そのエコシステムに支障が生じることのないよう特に留意すべき」、とされている。
- 例えば、「割り勘アプリ」のようなサービスについては、収納代行の形式をとっているものの、
  - ・ サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけであり、その経済的な効果は、債権者が、第三者であるサービス提供者に対して逆為替（取立為替）の依頼を行っている場合と同視しうる、
  - ・ 一般消費者である債権者・債務者双方が、サービス提供者に対して信用リスクを抱えるおそれがあり、利用者保護を確保する必要性は高い、といった指摘がある。
- エスクローサービスについては、
  - ・ 個人間の物品の売買などの取引に際し、当事者双方の債務の同時履行を図ることにより、当事者間トラブルの未然防止機能があり、債権者・債務者双方がその利点を享受している、
  - ・ 仮に規制対象とすれば、サービス提供者の規制遵守コストが利用者（債権者・債務者）にも転嫁され、利用者利便を損なうおそれがあることから、規制の適用の可否を検討するにあたっては、政策的な判断が求められる、
  - ・ 物品の給付又は役務の提供がなされたことが確認され次第、債権者に対する支払が行われる仕組みとなっており、債権者自身が、サービス提供者に

対して信用リスクを抱える期間を、一定程度コントロールすることが可能である、

- ・ これまで、社会的・経済的に重大な被害は発生していない、

といった指摘がある一方で、

- ・ 仮にサービス提供者が破綻した場合、債権者である一般消費者の資金が保全されない場合もあるが、これは、資金決済法が送金や支払に際して防ごうとした事態である、
- ・ エコシステムへの留意は、あくまでも利用者保護に懸念を生じさせない範囲で考慮すべきである、

といった指摘もある。

### (検討の方向性 (案))

- 「割り勘アプリ」のようなサービスに関する上記のような指摘を踏まえれば、こうしたサービスについては、収納代行の形式をとっているものの、為替取引に関する規制を適用する必要性が高いと考えられるか。
- 他方、エスクローサービスに関する上記のような指摘を踏まえ、為替取引に関する規制を適用する必要性について、どのように考えるか。例えば、以下のような要件をいずれも満たすサービスについては、少なくとも現状において、規制を適用する必要性は必ずしも高くないとも考えられるか。
  - ① 物品の販売若しくは貸付け又は役務の提供に係る金銭債権を有する者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受け、当該金銭債権に係る債務者から資金を收受すること。
  - ② 債務者から資金を收受したときに当該債務者の債務が消滅することが契約上明らかであること。
  - ③ 以下の2つの行為が履行されることが契約上明らかであること。
    - ・ 債務者に対する物品の給付又は役務の提供に先立ち、金銭債権を有する者に対して、当該債務者から資金を收受した旨の通知がなされること。
    - ・ 当該債務者に対する物品の給付又は役務の提供後、当該金銭債権を有する者に資金が移転されること。

#### (4) 収納代行に対する規制のあり方

##### (検討の方向性 (案))

- 上記を踏まえ、現時点においては、収納代行の形式をとったサービスのうち、少なくとも「割り勘アプリ」のようなサービスについては、為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化する必要があると考えられるか。
- 収納代行の形式をとったその他のサービスで、為替取引に関する規制の適用の要否を検討しておくべきものはないか。
- その他、収納代行に関して検討すべき事項はあるか。

(以上)